

第26回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和8年3月16日（月）

保健福祉センター4階

健康診査室

〔議題〕

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会后

議題

1. 個人譲渡対象者の基準の具体化について

その他

- ・ 次回の会議について

〔開会前〕

1. 事務局説明

○衛生指導課長 定刻となりましたので始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。会に先立ちまして、進行を務めさせていただきます。船橋市保健所衛生指導課長の高橋と申します。よろしくお願いします。まず配布資料の確認をお願いします。（資料1）個人譲渡対象者の基準の具体化について、（資料2）犬又は猫等の譲渡実施要領、以上2点お配りしています。

初めに船橋市保健所長筒井よりご挨拶を申し上げます。筒井所長よりお願いいたします。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 保健所長の筒井でございます。委員の皆様方におかれましては平素より本市の市政、それから動物管理行政に対しましてご理解とご協力いただいておりますことを感謝申し上げます。

本日の会議でございますが、議題といたしましては個人譲渡対象者の基準の具体化についてというネーミングです。令和6年8月に開催した第23回の会議の議題として動物の適正譲渡のための仕組みの整理についてというものがございます。その時に事務局の方からご提案・ご相談させていただいた配布資料につきまして、この会議の方で様々なご意見いただいております。そのままの状態になっておりましたので、事務局の方としても一度早くきっちり整理して片付けたいと思っています。本日は前回いただいたご意見を踏まえて、さらに事務局内で整理してみましたので、これにつきまして皆様方からご意見を頂戴できればと思っています。今日のご意見を踏まえて最終的に事務局で適宜整理し、来年度のどこか、なるべく早い辺りにスタートできるようにしていきたいと思っています。

東日本大震災から今年でちょうど15年という節目でございましたが、当然災害対応等につきましても、今後またこの会議でご議論いただく必要があります。

ますが、本日のテーマも結局、適正な飼い主、しっかり適正に飼っていただくための一つの条件設定にもなりますので、今日の議題をしっかりと固め、今後災害時対応等にも繋げていければと思っていますので、時間が限られておりますが、どうか活発な意見交換をお願いできればと思っています。本日はよろしく願いいたします。

○衛生指導課長 筒井所長ありがとうございました。この会議は、会議設置要綱第5条第1項に基づき、当会議の議長は、会長が務めることとなっております。よって、以後の議事の進行については、中村会長に議長をお願いすることとします。中村会長、よろしく願います。

●開会

○中村会長 出席委員が、「船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第5条2項」に規定する定足数に達しておりますので、ただいまから、第26回船橋市動物愛護管理対策会議を開会します。なお、早川委員、長濱委員および石田委員から欠席のご連絡をいただいております。

・会議の公開・非公開については、公開とすること、
会議録は公開しホームページに掲載すること、
・傍聴者定員を4人として募集したが、本日2人の傍聴者がいること、
以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

14時10分 開会

1. 個人譲渡対象者の基準の具体化について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

今回は動物の適正譲渡のための条件整理について、譲渡される方の基準の具体化についてご説明いたし

ます。お手元の資料または前の画面をご覧くださいながらお聞きください。

スライドの1ページ目をご覧ください。被譲渡者選定の具体化についてということで第23回の本会議、令和6年8月23日に開催したものからの流れとして、被譲渡者選定基準の具体化、それから被譲渡者選定基準につきましてHPでの公開を目的として、現行の犬または猫等の譲渡実施要領の譲渡対象者、併せてセンターの内規における被譲渡者選定基準の内容につきまして、動物愛護管理対策会議で委員の皆様からご意見をいただきました。

次のスライドです。被譲渡者選定基準の具体化につきまして、現行の犬または猫等の譲渡実施要領第3条で規定している被譲渡者選定基準がございます。簡単に読み上げます。個人を対象とした譲渡になります。個人譲渡対象者は次に示す譲渡対象者の基準に適合するものとします。

- （1）譲渡される動物を適正に飼養できること。
 - （2）終生飼養できること。
 - （3）不妊去勢手術、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
 - （4）原則として市内及び近辺に在住する成人であること。
 - （5）センターが主催する適正飼養に関する講習会を受講していること。
 - （6）飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
 - （7）飼養場所が集合住宅もしくは借家等の場合、動物の飼養が承認されていることが規約等の文書で提出できること。
 - （8）誓約書、要領の別記第3号様式になります、の内容を理解し遵守できること。
 - （9）その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
- となっています。

次のスライドです。こちらは譲渡希望の問い合わせがあった際に聞き取りを行う、センターの内規で定めている被譲渡者の選定基準です。主な聞き取り項目として、①から⑥まであります。

①年齢が20歳から60歳であること。

- ②終生飼養に必要な経済的余裕があること。
 - ③単身世帯でないこと。
 - ④家族の中に動物アレルギーを持つ者がいないこと。
 - ⑤健康状態に問題がないこと。
 - ⑥現在複数頭の飼養をしていないこと。
- となっています。

次のスライドです。こちらは被譲渡者の選定基準に追加修正、またHPでの掲載を目的としまして23回の対策会議で委員の皆様にご意見をいただいた内容となります。委員の皆様にお諮りした事項となりますが、

- ①未成年またはおおむね65歳以上ではないこと、但し書きが付いております。
 - ②終生飼養するための資金に困窮していないこと。
 - ③単身世帯ではないこと。
 - ④家族の中に動物アレルギーを持つ者がいないこと。
 - ⑤心身の健康状態に問題がないこと。
 - ⑥飼養頭数が家族構成や災害対策を考慮し、適切に飼養できる数以上とならないこと。
- となっています。

次のスライドです。

○中村会長 只今傍聴の方が1名追加になりました。しばらくお待ちください。

○動物愛護指導センター所長 23回の対策会議の際に委員の皆様から頂戴したご意見です。

- ①未成年またはおおむね65歳以上ではないこと、という私の提案につきましては、譲渡年齢を60から65歳までとすることについて、60歳を内部規定として年齢を考慮した方がいいのでは、また、留守になる時間についても聞き取るように検討をしてみてもらいたいというご意見をいただいております。
- ②終生飼養するための資金に困窮していないこと、につきましては、経済的に困窮しているというのはどのようなことなのか、困窮していないこと、という言い方が正しいのか、他の市の規約などの文言と照らし合わせて考えた方が良くと思う、というご意見をいただいております。
- ③単身世帯ではないこと、につきましては、単身世帯・家族という文言の整理が必要だと思うというご

意見をいただいております。

- ④家族の中に動物アレルギーを持つ方がいないこと、という提案につきましては、動物アレルギーについて、同居の如何を問わずアレルギーがあってはいけないのかというご意見をいただきました。
- ⑤心身の健康状態に問題がないことについては、心身の健康状態に問題がないことはどの様に判断するのかというご意見をいただいております。
- ⑥飼養頭数が家族構成や災害対策を考慮し、適切に飼養できる数以上とならないこと、につきましては適切に飼養できる数以上とは具体的に何頭ぐらいを想定しているのか、といったご意見をいただいております。

次のスライドです。他の自治体のHP等で公開している選定基準を確認しました。赤線を引いてある部分がありますけれども、こちらの部分は、今回通して具体化しようとしている被譲渡者選定基準の参考にしよう、という箇所に赤のアンダーラインを引いております。まず年齢要件につきましては千葉市が年齢20歳から60歳であること、という要件を定めております。次の費用につきましては、東京都は経済的・時間的に余裕があること、また千葉市は動物を適正に飼養するための十分な費用を負担できること、という基準がございます。世帯につきましては千葉市や柏市等が協力者の同意があれば単身者も可となっておりますが、単身者ではないことという基準がございます。次に健康状態について、千葉市は入院を要する病気・治療中でないこと、原則として妊婦・要介護者が家族にいないこと、東京都が、家族の中に動物アレルギーを持つ者がいないことという基準がございます。

次のスライドです。次は住居につきまして、東京都が集合住宅、賃貸住宅の場合は規約等で動物の飼育が許されていること、となっています。不妊手術について、柏市が不妊手術を実施することと定めています。同意については、さいたま市が同居者全員の同意があることとなっています。法令遵守については、柏市が関係法令を必ず守ることとなっています。その他の部分ですが、千葉市では現に飼養している動物の不妊手術を実施していること、という基

準がございます。

次のスライドです。こちらからは23回の対策会議で委員の皆様にお諮りした事項をもとに追加修正する事項として、次のような条件にしていきたいと考えているものです。

①20歳以上60歳以下の年齢であること。

これは但し書きが付きますけれども、対象年齢から外れていても適正な飼養が可能であるとセンターの方で判断した場合は、対象年齢内の同居者もしくは協力者からの同意書を提出していただくことで、この20歳以上60歳以下から外れていても譲渡できるという条件を付けております。

②適正飼養をするための十分な費用を負担できる、かつ飼養のための時間が確保できること。

③一人暮らしではないこと。

④同居者の中に動物アレルギーを持つ者がいないこと。

としました。

次の⑤と⑥については、条件の方に明記はしませんが、聞き取り等の中でお話を聞きたいと思っているものです。

⑤入院を要する病気治療中ではないこと。

⑥適正に飼養できる頭数について定めようと思っています。

⑦集合住宅・賃貸住宅の場合は、規約等で動物の飼養が許されていること。

こちらの場合は契約書等の書類の写しを提出していただくように考えています。

⑧現在飼養している動物の不妊手術を実施していること。

⑨譲渡後、半年から1年以内に譲渡動物の飼養状況報告書を必ず提出できること。

全部で9個の条件になっています。

一つ前のページに戻っていただきまして、まずそれぞれの項目について、なぜこういったものにしたかということをご説明いたします。委員の皆様からいただいたご意見や、他自治体の基準を確認した上でこういった条件を定めていましたが、

①20歳以上60歳以下の年齢であることについて、これは現在の内規でもお伺いしている条件と同

じです。他の自治体でも20歳以上としていることが多く、現在は18歳が成人ですが、高校生などの方もいるため、今と変わらず20歳にしています。例えば高校生の方、18歳の方が動物を飼いたいという場合でも、ご家族の方でこの年齢条件にあてはまる方がいれば、この但し書きの部分で対応するということも可能となっています。

②適正飼養するための十分な費用・時間の確保について、23回の会議の時に、南川委員から困窮していないという表現についてご指摘をいただきました。私どもも譲渡希望者の方からの聞き取りを行う際に、経済状況の事を伺いますが、この時に聞いた内容がセンター側ではちょっと困窮しているのではないかと考えても、本人が困っていないことで認識にズレが生じる可能性があります。そのため困窮ではなく適正に動物を飼っていただくために十分な費用が負担できますか、ということにしました。実際に聞き取りの中でも、犬猫を最期まで飼うとこれぐらいのお金がかかりますけど大丈夫ですか、というような聞き方をしていますので、その金額を聞いて、譲渡を希望する方がお金を出せるか出せないかの判断が出来やすくなるだろう、ということからこの表現としています。加えてお金だけでなく、給餌や散歩など、世話をするための時間も当然必要なので、きちんと飼っていただくための時間が取れますかということも条件に加えたいと思っています。

③一人暮らしではないこと。という部分ですが、以前お諮りした時、単身世帯という言葉を使いました。総務省の統計局が実施している全国単身世帯収支実態調査というページで用語解説を見ましたが、その中で、単身世帯とは一人で一つの住居を構えて暮らしている人、間借りして一人で暮らしている等々の説明があり、これは平たく言うと一人暮らしということだろうと考え、伝わり易いように、単身世帯ではなく、一人暮らしではないことという表現にしています。

④同居者の中に動物アレルギーを持つ者がいないこと。ですが、前回家族という言葉も使っていましたが、今、家族以外でも一緒に住んでいる方という状況もあるため、一緒に暮らしている方の中に動物

アレルギーがないということを条件としました。

⑤入院を要する病気治療中ではないこと。につきましては、譲渡を希望する方が入院を要する病気治療中であっても、一緒に暮らしている方が居て、その方たちが動物の面倒を見られるということであれば、動物を譲渡しても問題ないのではないかとということで、話の中では伺いますけれども、他の人が面倒見られるよというお答えがいただければ、ここについては話を聞くに留めることにしています。

⑥適正に飼養できる頭数ですが、人それぞれ経済状況等によって適正な飼養頭数があると考え、私共の方で犬は何頭、猫は何匹までと決めることは出来ないのではないかと判断し、費用面等も伺っていく上で、何匹飼うことになりますけど大丈夫でしょうか、というお話を聞き、希望者から大丈夫だというお答えがいただければ、適正な飼養が出来るだろうと判断してもいいのではということで、条件としては入っていますが制限はかけないことにしよう思っています。

⑦集合住宅・賃貸住宅についてですが、こちらの方は動物を飼っても大丈夫だということ、動物NGの集合住宅・賃貸住宅もあるため、センターからお譲りした動物が本来は飼えないお宅で飼うという事がないように、この規約・契約書等の写しを必ず出して確認をさせていただくということをお願いするものです。

⑧現在飼養している動物の不妊手術を実施していること。ですが、すでに飼っている動物の不妊手術が終わっていれば、仮にセンターで不妊手術が終わっていない動物をお譲りしても、望まない出産はないだろうということで、今飼っている動物について不妊手術が終わっていることを確認したいと思っています。

⑨譲渡後、6か月から1年以内に譲渡動物飼養状況報告書を必ず提出できること。これは新しく付け加えたものです。現在の要綱でも6か月以内にこの報告書を提出するようお願いしていますが、忘れてしまう方もいるので、6か月から1年以内でどういった状況で飼っているとか、イベント等でセンターの卒業生というパネルを、譲渡した方が写真を貼り、

名前はこうしたとか、今うちでこういう風に遊んでいるといったことを書いていただくようなものも出していますが、そちらと併せて出していきたいと思い、今回この条件を加えました。

続きまして次のスライドになります。現在の要領を新しくこの文言で改訂したいという案です。こちらは現在の要領3条で規定している部分ですが、この「1 個人譲渡対象者」について、こういった条件に改定していこうと考えているものです。

（1）原則として市内及び近隣の自治体に在住している20歳以上60歳以下の年齢であること、こちら但し書きが付いており、対象年齢から外れていても、適正飼養が可能であると当センターが判断した場合は、対象年齢内の同居者もしくは協力者から同意書を提出していただければ対象年齢から外れていても譲渡することが可能となる場合がございます。

（2）適正飼養するための十分な費用を有し、かつ飼養のための時間が確保できること。

（3）一人暮らしではないこと。こちらも但し書きが付く、一人暮らしでも適正飼養が可能であると当センターが判断した場合、これは対象年齢内の協力者の方がいる、例えばシェアハウスはそれぞれ別々に一人一人生計を立てていると思いますが、その中のどなたかが動物を飼いたいとなった時に、他のシェアハウスにいる方が何かあった時は面倒を見る、というようなことが確認できた場合には、一人暮らしであってもお譲りする場合があるということになります。

（4）同居者の中に動物アレルギーを持つ者がいないこと。動物アレルギーは持っていれば当然命に関わる場合もあるため、センターからお譲りする場合には、そういった方がいないことを必ず条件とさせていただきますと思っています。

（5）現在飼養している動物の不妊手術を実施していること。また、センターから譲渡した動物の不妊手術を実施すること。センターから譲渡する場合基本的にはセンターの方で不妊手術を終わらせて譲渡するということになりますが、場合によっては不妊手術が間に合わない場合もあるため、その場合には必ず不妊手術をお願いしますということで条件にさ

せていただきたいと思います。

（6）飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。一緒に暮らしている方の中で一人でも動物が苦手だとか嫌だということになりますと、動物にとっても、一緒に暮らしている方にとってもぎくしゃくするような原因となり得るため、同居者の皆さんが動物飼ってもいいと、同意を得ていただきたいと思います。

（7）集合住宅・賃貸住宅の場合は規約等で動物の飼養が許されている、またその場合には規約や契約書の飼養許可が明記されている書類の写しを提出していただくことといたします。

（8）誓約書についてです。これは現行の要領にもありますが、誓約書の内容をご理解し、お守りいただきたいと思います。これは譲渡希望者本人だけではなく、協力者とか同居者の、他に面倒を見られる方がいる場合はその方からも、この誓約書を頂戴したいと思っております。

（9）終生飼養できること、こちらについては当然、最期まで責任をもって面倒をみてくださいということです。

（10）センターが主催する適正飼養に関する講習会を受講していること。犬のしつけ方教室、猫のしつけ方教室といったものを主催しておりますので、そういったものを一度でも受講し、基本的な知識を身に付けてから、譲渡を受けていただきたいと思います。

（11）について、譲渡後、6か月から1年以内に譲渡動物飼養状況報告書をお出しいただきたいと思います。事務局からの説明は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。只今の事務局からの説明について、何かご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。質問のある方は挙手を願います。

○黒住委員 今ご説明いただいた中で、最後の12ページ、（5）現在飼養している動物の不妊手術を実施していること、またセンターから譲渡した動物の不妊手術を実施すること、先に1匹とか2匹お家にいた場合の不妊手術を実施していることが条件ですが、その場合は犬・猫が不妊手術していることを実

際にセンターの方で確認されるのか。また、センターから譲渡され、すでに不妊手術終えた場合はいいですが、タイミングによって譲渡後に不妊手術を実施してくださいという事で、ちゃんと実施したかどうか確認されるのか、お聞きします。口頭だけではなくて、個体を見て、もしくは手術の証明等、どのような方法で確認するのか、それともしないのか、口頭だけで確認するのか、どのようにする予定なのかお願いします。

○動物愛護指導センター所長 今のご質問、現在飼養している動物、現に飼っている動物の不妊手術の確認はどうするのかということですが、基本的にお宅に行つて個体を確認するという事はしません。聞き取りの中で実施しているか確認します。もし手術したという証明をお出しいただけるのであれば、譲渡に来ていただいた際に、その証明も見せていただけると大変ありがたいと思っております。センターから譲渡した動物についてですが、お配りした要領の、別記第9号様式、こちらがルールの中に入れてある譲渡動物飼養状況報告書ですが、この中に、不妊措置の実施という項目が表の下から4行目にあります。これを提出していただく時に、手術済、未手術ということでご記入して提出していただくので、これで確認をしたいと思えます。もしこれが未手術ということで提出された場合は、なぜ行っていないのかということも聞き取って、早急に不妊手術を行っていただくように働きかけていきたいと思っております。

○高橋委員 9ページの「十分な費用を負担できる」ということで、センターの方が経済状況を確認するとのことでしたが、その基準というのはありますか。

○動物愛護指導センター所長 明確な基準というのはありませんが、HPですとか色々なところに猫を1匹終生飼養するといくらぐらいかかりますとか、愛護ボランティアさんのHP等ではそれぞれ少し幅はありますが、ある程度の金額は載っています。私どもも対応する獣医師の方でこれぐらいかかるというような話をする中で、それだけの負担が出来るかどうかというお話しています。

○高橋委員 ではその場でお伺いして大丈夫ですと言ったらそれでOKということですね。

○動物愛護指導センター所長 はい、例えば収入証明といった物までは求めずに、その金額を聞いて、譲渡を希望する方に大丈夫か厳しいか判断していただこうと思っています。

○高橋委員 かなり細かくすごくいい質問になっていると思いますが、実際譲渡して帰ってきてしまう動物はいますか。

○動物愛護指導センター所長 譲渡して帰ってくる動物はいないです。仮に譲渡された後に、その方の状況が変わった場合には、「また新しい飼い主さんを探してください。」というような形でご相談には乗っています。

○高橋委員 もう1点ですが、譲渡される犬とか猫というのは、どのような子が多いですか。大きいとか小さいとか、年いっているとか若いとかあると思うのですが、教えてください。

○動物愛護指導センター所長 センターから譲渡する犬・猫については、たとえば地域で環境被害を起こしている野良猫が持ち込まれたら私たちの方で受け入れをして譲渡に繋げていたり、産まれて間もない子猫も持ち込まれたりしますが、犬に関して、今年は全然おらず、また幼犬や産まれたばかりの犬はおらず、2・3歳、5・6歳程度の犬になります。その時々センターで収容している、飼養している動物を譲渡出来るように訓練をし、譲渡しても大丈夫と判断した場合、HPで公開して希望者を募るという流れです。

○高橋委員 ありがとうございます。

○南川委員 質問と意見まとめて言って大丈夫でしょうか。まず1点目の年齢ですが、高校生という話が出ましたが、成人年齢が18歳に下げられ、仕事をして自活している18・19歳の方もいらっしゃると思いますが、なぜ対象から外れているのか。恐らく、この規定が結構前に作ったものをそのままにしていると思うので、18・19歳を除外する合理的理由が成人年齢に関わらずという点が疑問に思うので教えていただきたいということが1点目。2点目が10ページの⑦の集合住宅・賃貸住宅の規約の添付を求めているということが、この条項だけ諮っ

た事項と要領の改正にも記載があって、ここだけ両方に載せる理由、他は特に無かったのにここだけ2つ載っている理由をお聞きたい。あと⑨、これは文言の問題ですけれども、「6か月から1年以内に」という文言が少しこなれていないと思うので、「6か月を超えて1年以内に」みたいな文言になるのかなと思ったので、文言は検討された方がよろしいかと思います。それと実施要領の（5）ですが、現在飼育している動物の不妊手術を実施していることとありますが、これは趣旨が、現在飼養している動物と譲渡を受ける動物が同じ場合と異なる場合があって、異なる場合でも、現在飼養している動物の不妊手術をしていることが条件となるのか、先程の説明だと今飼っている動物が不妊手術していれば新しい動物が来ても手術をしなくても増えないからいいという話になると、猫を飼っている人が犬を引取ろうとする時に、先に飼っている動物が不妊手術していようがいまいが、猫と犬の間で子供は出来ないので意味はないと思いますが、今飼っている動物の不妊手術をしているということは、新たに受け入れる子を不妊手術するだろうと期待するのであれば、異種の動物であっても不妊手術を実施していることを要件とすることも一定の理由があると思うので、現在飼育している動物と受け入れる動物が同種かどうかというところが気になったところです。あと実施要領の（5）と（7）の「また」という文言が、あまり条文で「また」とは使わずに、「かつ」なのか「および」なのか、それともorだったら「または」ということになるので、この「また」というのはどういう意味なのか。「また」だと条文解釈で不明確なので、「かつ」なのか「および」なのか、「または」というところはご検討いただいた方がよろしいかと思います。細かいところも含めて以上の指摘になります。

○動物愛護指導センター所長 まず成人年齢のところ、大前提として、現行は実施要領と内規が二つ一緒に走っているような状態のため、今後了承いただきましたら内規を要領の方に組み込んでしまって、一つの要領にしようと考えていますので、先程の賃貸の部分は1つになります。順番ずれてしまいますが、成人年齢につきましては18歳が成人というこ

とも我々も検討しましたが、高校生の方がおり、成人とはいえ親の保護管理下に入っていられる方も一定数いるため、20歳ということで今までと変わらない条件にしました。18歳の方でも親御さんが飼ってもいいと、親御さんが譲渡者ということで飼うということであれば問題ありませんし、18歳の方がメインで面倒を見ても、親御さんの方が同居者・協力者として同意しますということであれば、但し書きの部分に適用して条件カットしようと考えて、この年齢については20歳にしております。それと状況報告書の6か月から1年以内について、正しい表現を教えてくださいありがとうございます。委員からいただいたご意見を基に文言を変えたいと思います。(5)と(7)の「また」につきましても、「および」または「かつ」といった正しい表現に訂正したいと思います。それから動物種が違う場合ということですが、もし先生がおっしゃられた、犬を飼っていて猫を譲渡するという場合には、急いで手術はしなくてもいいかもしれませんが、その後に猫や犬を飼う・飼いたい、動物を増やしたいと考えた場合に、やはり手術が終わっている方が望ましいと考えましたので、不妊手術はやっていただきたいということで条件にしました。

○南川委員 年齢のところに戻ります。確かに学生であれば自分でお金出せるかは分からず、除外するというのは一定の合理性があると思いますが、経済的に自立している19歳等を、なぜ駄目なのか、というところが、家族が代わりにやればいいじゃないかということも実際問題わからないこともないですが、細かく考えていくと、これがどれくらいあるかというのは別にして、成人として国で定められているところを合理的な理由もなく、区別・差別しているという風に受け止られ兼ねないという気もして、「成人であって学生を除く」とか入れるなら構わないと思いますが、中学出て高校行かずに働いて、18・19歳になって経済的に自立している方もいるし、もちろん結婚できるので、結婚しているにも関わらず、なぜここで外れるのかというところの説明を、最終的にどこかで求められた時に、ここは苦しくなる様な気もするので、最終的にどっちにするか

というところにこだわることはないですが、納得のいく説明を考えておいた方がよろしいのかなと思った次第です。

○保健所長 貴重なご意見ありがとうございました。おそらく事務局で考えていたのが、20歳以上にしていて、但し書きで逆に読むという風に考えていたのか分からないですが、やはり委員がおっしゃる様に当然それに該当される方もいますし、本来、原文の方で大原則を書いておいて、逆に但し書きの方でそれをこういう場合は場合によって除くという風に解釈するのが本来法令的な書き方というご主旨だと思いますので、今日いただいたご意見を踏まえながら、場合によっては南川委員にまた相談をお願いしながら整理させていただこうと思っています。ありがとうございました。

○中村委員 ありがとうございます。では、黒住委員をお願いします。

○黒住委員 HPにどう載せるかという議論ですが、市民は要領を探索すると見ることができるのでしょうか。それとも内部の規定だから内部の者しか見られないのでしょうか。また後ろに添付している色々な申請書とか届出書等はHPからダウンロードできるようになっているのか、不妊手術の申請書はHPからダウンロード出来るようになっているのですが、譲渡関係の物はどうでしょうか、それともセンターの方がくださるのでしょうか。これは関係ないのですけれども、最後の(10)のセンターで主催する適正飼養に関する講習会を受講していること、とありますが、譲渡が決まりそうで、講習会とかで適正飼養などをレクチャーしてくれると思いますが、どういう形式で開催されていますか。センターの方と一対一なのか、例えば譲渡会をしていると思いますが、その時に何人か、二人か三人決まったとしたら、その方達は同じ日に机を並べて講師と受ける側というような講習会をされているのか、どのような感じが教えてください。

○動物愛護指導センター主任技師 講習会ですが、基本的には譲渡時に申請書等を書いてもらって、譲渡時に譲渡希望者とセンターと一対一で行うという形です。譲渡会の際にイベントとしてやっていた時

は、全体の講習会をやった後に猫・犬を選んでもらって譲渡する、申請書だけ書いていただくという形を取っていましたが、今は一対一で譲渡希望者とセンター職員とできちんとお話をしながらこういうのに気を付けてくださいといったようなお話を、という形を取っています。

○動物愛護指導センター所長 要領の件ですが、要領のHP公開はしています。今日お配りしたものが現行の要領ですので、皆様からいただいたご意見を反映させた新しい要領が出来て、また改めて公開という事になります。それから書式に関してもダウンロードは出来ませんが、例えば譲渡の申請書をいきなり印刷して持って来てとなっても対応は出来ないため、ダウンロードして印刷はできますが、あらかじめセンターの方と相談をしていただくというような対応にしていきたいと思っています。

○黒住委員 要領の第4条の1の個人譲渡対象者に対する譲渡申請で、センター所長は個人譲渡対象者から譲渡を求められたときは、犬・猫等の譲渡申請を提出させ、譲渡申請書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行うこと、とありますが、ということが起きた場合を想定して、どういう必要性がある時に現地調査を行うのですか、また過去に行ったことはありますか。申請書について、誓約書も書くと思いますが、ID確認とか年齢が大切だと考えますが、この用紙にはどこにも生年月日を書くところがないのですけれども、ID確認、マイナンバーカードとか免許証とかで確認されていますか。また先ほど高橋委員が聞いていた事で、譲渡されて戻って来た件数は無いとのことですが、譲渡の申請者で本当に身元確認が確かなのが少し心配で、実際あった例として、全国あちこちから譲渡してもらって殺害するなど残酷な事をしている人がいます。私の知り合いの保護団体からそのことを聞いて、この人要注意というのがありまして、髪型を変えたり、髪の毛の色を変えたり、眼鏡かけたり風貌変えて変装して全国あちこちの方から猫を譲渡してもらって自分の快楽に猫を死に至らしめる人がいます。そのような方が何人かいると思うのですが、もちろん単身者だと不利だから別れた奥さんと呼んで夫婦のふ

りをして嘘をつく、そういう方も中にはいると思うので、そんなひどい人に来てほしくないし、行政から譲渡はなかなかしない、行政は近付かないと思いますが、そういう対策も踏まえて身元確認をどのように、例えば必要に応じて何か調査するのかというのが少し不安で、また戻ってきた場合はないとの事ですが、もし今後戻って来た場合、戻ってしまった譲渡者のリストとか、今後何年か経って忘れた頃にまた欲しいとなった時に、前回この人は戻したからなとか、そういうためのデータを記録する予定はありますか。

○動物愛護指導センター所長 まず現地調査について、実際に現地調査に行くということは私が知る限りではないです。聞き取りの中で不自然な受け答えですとか、以前そういうお話があったとかそういった場合には行く場合もありますけれども、今のところは聞き取りで行っている、現地調査というのは書いてありますが行ったという事は私の方では記憶はしていません。年齢の確認ですが、申請書の一番下に身分証の確認というチェック欄が付いており、そちらの方で申請書を出していただく時に身分証・免許証・保険証等を出していただいて確認しています。色々な所で譲渡を受けている方がいるというお話がありましたが、私共の条件としては近隣の自治体までという制限をしているので、全国色々なところでされてしまうと我々としては防ぎようがありませんが、あくまで市内と近隣の自治体に在住する、近隣というのは近接自治体、それからそのもう一回り外くらい、都内だと江戸川くらいまでは想定しており、センターから交通機関等を使って概ね1時間程度で行き来出来る様なところに住んでいる方ということでお願いしているため、全国遠いところから来てもお受けは出来ないという形になります。また動物を色々な所で貰っているという事に関して、名前を変える等、何か我々が見抜けないような状況で来られてしまった場合はどうしようもないのですが、基本的には何回も何回も繰り返して短期間で譲渡をして欲しいというのはお断りしています。飼っていた動物が死んでしまった等の場合でまた、という事であればお譲りすることもあります、お譲りした

動物がまだ元気なうちはお断りすることもあります。また飼いきれなくなってしまうという事ですが、譲渡の希望の時に終生飼養ができますかということを必ず聞きますので、そこに関して終生飼養をお約束いただけない場合は譲渡もお断りするという形になっておりますので、一人の方に何頭も何匹もいくというのは基本的にはないと考えています。

○黒住委員 例えば譲渡してもらった時に、その時点では終生飼養するつもりだったとしても、事情が変わってしまって飼えなくなった場合、要領の中にありましたが、保健所に戻すというところの文言、実施第3号様式の誓約書の7、「飼い主の事情により万が一譲渡された動物が飼えなくなった場合、責任を持って新しい飼い主を探します。どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、最寄りの保健所等に相談します。」とありますが、それはセンターではなくてもいい、船橋市動物愛護指導センターから譲渡して、必要な書類を出したけれども、この7に該当して飼えなくなって、新しい飼い主を探して見つからない場合は最寄りの保健所に相談しますが、船橋の動物愛護指導センターだけではなく、別の保健所、例えば柏の保健所でもいいという事でしょうか。

○動物愛護指導センター所長 譲渡された動物を飼えなくなってしまった場合という事ですが、基本的に譲渡された動物に限らず犬や猫を飼えなくなってしまったというご相談があり、そういった方に対しては先程もお答えした通り、新しい飼い主さんを見つけてください、それから色々なHPで里親募集をしている団体さんもありますのでそういったところに登録して新しい里親を探してくださいという様な、一定の努力をしていただく様になっています。どんな活動をしていても新しい引取り先が見つからないという場合には、過去にそういった事はないですが、センターの方で最終的には引取るということが有り得ます。ただ当然、センターで引取るという事になった場合には殺処分の可能性があるという事はお伝えして、ご相談をさせていただくようにしています。それから動物の引取り先はどこでもいいのかというご質問ですが、基本的には住んでいる地域を管轄し

ている保健所ということになります。船橋の方でしたら船橋のセンターにご連絡をいただく事になります。住んでいない自治体の方に引取ってこれという事は出来ません。

○黒住委員 電車乗って1時間くらいの近隣の市の方には譲渡できるとおっしゃっていましたが、船橋市民であればどうしても次の飼い主が見つからなくて本当に困った時には船橋市で、そうではない1時間くらい電車に乗った八千代市とか市川市とかの方は船橋市に譲渡してもらっても船橋市ではなく、別の保健所でもいいという事ですか。

○中村会長 船橋市で譲渡された動物が飼えなくなって、八千代に住んでいたら、船橋市では無くて八千代のセンターでもいいのかという事ですね。

○黒住委員 自分の飼ってきた動物ではなくて船橋市の愛護センターから譲渡してもらった犬または猫。

○中村会長 いいとか悪いとかではなく、今住んでいる所在の保健所なりに相談ということはどこにしてもいいと思いますが、それをまた引取ってもらうかどうかということですか。

○黒住委員 相談しますとあるので、市川市とかの人が、もともと飼っている猫ちゃんが1匹いてご家族もいて、だけどもう1匹欲しいなとなって船橋市の愛護センターから譲渡条件をクリアして譲渡してもらって、その時はちゃんと条件に沿っていたけれども、何らかの理由で飼えなくなってしまったことが急に起きた場合に、船橋から譲渡してもらった子について船橋市に相談しなくてもいいのですか。

○南川委員 結局紐づけはないから、市川市に住んでいたら基本的に市川市の管轄するところに相談するしかないってところなのでは。

○黒住委員 でも譲渡してしまったらさようなら一って、船橋市はもうその後は管理しない、一度譲渡してもらったら、半年から1年後にこの報告書を渡しますけれども、それ以降はどうなっても船橋市は知りませんよ、本人の責任ですよということ極端に言うと。

○動物愛護指導センター所長 南川委員がおっしゃっていた様に、例えば市川に住んでいる方が私共センターから譲渡を受けた場合は所有権移転とかそう

いった手続きはしませんけれども、動物の所有者が市川市民の方になりますので、動物が飼えない等のご相談については、市川市を管轄する保健所にご相談をしていただくことになります。当然船橋市のセンターにご連絡いただいてもいいのですが、お住まいがそちらであればそちらの方でご相談願いますという事で、引取って貰えるか貰えないかということは我々の方で答えられないので、そういったお答えをするようになります。

○黒住委員 ということは、半年から1年後に報告書を出した後、船橋市のセンターでは譲渡した猫に関しては、もう飼った人本人に所有権があるわけだから、もうそこで船橋市の責任は終わり、その先はもう追求しない。

○中村会長 基本的に譲渡するということは終生飼養するという事なので、いつまでもセンターとかに責任があるとは私は思えなくて、飼っている方の生活も変わるでしょうけれど、そのために自治体があるわけですから、その都度身近な自治体に相談する。例えばそれが船橋市のセンターに相談されたとして、いやもう知りませんよとは絶対に言わないので、この文言だけでそうやって言われてしまうとなかなか厳しいところはあります。最寄りの保健所に相談することはイコール船橋のセンターが全く面倒見ませんよという事ではないので。

○黒住委員 いやだから、船橋じゃなくてもいいのですねっていう、住んでいる自治体に属する保健所で、もちろんそういう読み取りはしていますが、センターは譲渡したら、その子がどこに行こうが行方知れずになってもということですね。例えば行政と民間の保護団体は違うと思うので、違いますよと言われてしまうかも知れないですが、例えば民間の保護団体は譲渡した先のご家族でその子がどうなったかを管理している保護団体もあると思うので、行政はそういう事は確認が違うのだよという解釈ですか、分からないのですけれども。

○衛生指導課長補佐 回答というより法的な整理について少しご教授いただけたらというのがありまして、南川先生にお聞きしたいのですが、行政として動物を譲渡した場合の負わねばならぬ責任というの

がどこまで及ぶのか、が今議論になっていると考えていまして、黒住委員のご心配はすごくおっしゃる通りで、民間の方では最後の最後まで毎年の様にコンタクトを取ってフォローされている団体があるのは承知していますが、市として行政としてやっていく中で市から譲渡差し上げた動物だけをフォローするものではなく、市民の方は色々な所から色々なルートをもった動物を手に入れられていると思いますので、市が譲渡した動物だけを長く生涯に渡ってフォローしていくっていう考え方は今のところないというご回答にはなっていますが、これについて何か法的にこうしておかなくては市が責められる可能性が「有り無し」の様なところがあればご教授いただければありがたいと思います。

○南川委員 基本的には所有権を移転するので、あとは新しい飼い主が責任もってやりますし、それに対して行政の方が、もちろん船橋市民であれば他の方と同じような形で接する必要があると思いますが、それだけ特別に何かしなければならぬ、半年から一年後には一応確認というところがあって、それ以上は市の方がそこまで関わるかどうか。逆に所有権、所有しているペットに対してどこまで市民の方も市から介入を受けるかという問題もあるので、そこもどの辺りが適切なかというところで、ずっと終生毎年確認しなければいけないかというと、逆に過介入と指摘されることもあるでしょうし、もちろん先程おっしゃった人が虐待して、そういうケースを市が見逃して、漫然とその人に譲渡したみたいなことがあれば、それはそれでまた責任追及されることが有り得るかも知れませんが、一般的には終生というところではないとは思いますが。

○中村会長 恐らく答えというか結論は出ないと思いますが、私の個人的な考えとして、この誓約書の文言、これはあくまでも誓約書なので、譲渡してほしい人が譲渡してもらうに当たり、守ってほしい・守るべき事が書き連ねられているので、ここで飼い主の事情で飼えない場合は新しい飼い主を見つけます、それでも駄目な場合は捨てるなよといったような意味合いも最寄りの保健所に相談、別に警察でもいいです、どこかにちゃんと相談をして、不法に遺

棄といったような事をしないでくださいよという覚悟を問うているという事なので、「最寄りの」に引つかかっているのだとすると、そういう意図はないのではないかと私は思いますが、どうでしょうか。

○黒住委員 中村会長がおっしゃった、譲渡される側の市民に責任を持ってくださいという意味、これは市の方から市民に対しての意味ですが、今私が発言した通り市民はそうは取らないというか、もちろん責任は取る、終生飼養は覚悟の上、それはしなければいけない、でもそれは当たり前だよとっていて、誓約書の7を読んだ時に誓約書は船橋市と誓約しているのに最寄りに行ってくださいねと言われると、肩透かしを受けてしまうというか、船橋市に住んでいて船橋市で譲渡してもらって、飼って責任持つはずだったのに、この状況がどうしても変わってしまって、もちろん遺棄なんかしたくない、どこかに貰ってくれるところを探す、でもどうしても見つからない場合は相談には応じてくれるのでしょうかけれども、急に最寄りの保健所とか書かれてしまうと船橋から放り出されてしまった感じもするし、そういう印象も受けるし、どうして船橋市で誓約したのに船橋市ではなくてもいいの、というそこだけ何か、船橋市に逃げられてしまった様に感じます。

○南川委員 黒住委員は「船橋」と書いてほしいというご主旨ですか。

○黒住委員 なぜここだけ最寄りの保健所なのだろうというのが、船橋市に誓約書提出しているので。

○南川委員 船橋に住んでいて、引取って、その後引越しとかで他県等に行ったら、わざわざ船橋に言うのも可笑しな話だから最寄りっていうのが妥当では。

○中村会長 録音されているので大きな声でマイクを通して発言していただきたいのと、私から事務局の方に質問ですが、この誓約書を出す時にこの文言をいちいち読み上げて、保険会社とかでやる様に同意しながらチェックするという感じでは無くて、この誓約書を持ってきてもらって「齟齬はないですか」の様なレベルの確認ですか。

○動物愛護指導センター主任技師 譲渡する時には譲渡申請書を書いた後に、こちら誓約書を読み合わ

せしながら、お互いに確認しながら全部読み合わせて「わかりました」という事であれば日付、名前等書いていただくという形を取っているので、一つ一つ必ず読み合わせはしています。

○中村会長 ありがとうございます。今まで、最寄りの保健所等に相談します、という文言で引っ掛けて何か質問されたという事はないですか。

○動物愛護指導センター主任技師 そういった質問を受けた事はありません。そこについてもきちんと説明はしているので、例えば他自治体の方であれば、引き取りに関する話はそちらの自治体ですという話はするので、船橋であればこちらのセンターに相談してください、市川であれば市川保健所に相談してくださいという事でお話をするので、質問を受けた事は少なくとも私が譲渡した時にはないです。

○中村会長 一応現場ではこのような感じなので、おそらくそういう風に受け取られる方は過去にはいなかった可能性が高いのと、もし万が一、例えば黒住さんが誓約書を書く番になったら、納得いくまでこの辺は船橋のセンターの方と相対で話していただく。この文言をいじることは恐らくしないので、今聞いた様にちゃんと読み合わせをするってかなりお互いの意思をちゃんと確認し合っていることなので、この文言で「船橋から見捨てられたわ」と思うことは恐らくないのではないかと思います。不安はあるかと思いますが。

○南川委員 黒住委員のご意見を入れるとすると、この文言に、どうしても新しい飼い主が見付からない場合は船橋市動物愛護指導センターもしくは最寄りの保健所等に相談します、としてもいいのではないかと思います。

○黒住委員 色々読み取れるというか、切り捨てられたと100%思っている訳ではなくて、大きく解釈すれば引越した場合とか、船橋市ではない住民の方もいるから、その時はその場合の保健所というのは理解できますが、他の条件のところでは、例えば年齢とか収入とか家族・同居人の条件とか但し書きの様な感じでその限りではないとか、色々条件が付いていい文言になったと思うところもありましたので、ここだけ少し急に船橋市ではないみたいな感

じが言葉上感じられてしまうので、船橋市長宛の誓約書になっているので、何か急に最寄りの保健所と言われてしまうと、飛び過ぎてしまっているのではないかなと思うので、船橋市動物愛護指導センターまたはその時点での居住区の最寄りの保健所という様なものであればここだと思いますけれども、ここだけ何か言葉が急に最寄りの保健所等と短く集約されてしまった感じなので、急に船橋から飛んでしまったと思うのと、先程言った通り、所有権が移ってしまったのなら、半年から1年でそこは所有権をもっている方にお任せしてという事と、両方になるのかなと思った次第です。

○中村会長 つい白熱してしまいましたが、誓約書の文言は今日のこの議題の本流ではなくて、個人譲渡対象者の基準の具体化、主に第3条について話していたところで、逸脱してしまいましたが、具体化の細かな文言がこれから南川先生にご指示いただきながら、まだまだ調整の余地が細かなところであると思いますので、この誓約書まで及ぶかわかりませんが、今後アドバイスしていただきながら、ここでは答えは出せませんので、黒住委員の意見も皆さんの意見も合わせて、誓約書をいじる段階になったら、また時期が来たら出来ると思いますが、今は議題を戻させていただいて、整ったならばこの要領は第3条の方に落とし込まれますので、そうすると色々また変えなければいけないところが出てくるかもしれないので、また事務局から何か意見を諮られる場合もありますから、今は議題を戻してもよろしいでしょうか。では個人譲渡対象者の具体化についてのスライドでご意見ございますか。

○切替委員 先ほど南川先生がおっしゃっていた、18歳で成人問題、私は動物側に立った場合、18・19歳はまだまだ遊びたい盛りだと思います。人としても未熟ですし、実際に結婚していて、自分のお子さんであっても家に置いてきたりとか、遊びに行ったら車に置きっぱなしで子供が事故に遭ったり等ままある。犬猫に対してそこまでちゃんと気を遣って飼育してくれるかどうか不安なので、18・19歳に対しては対象年齢から外れていてもという但し書きのところで対応してもらった方がいいと思います。

ましてやペットショップだと数十万円で当たり前に売っていますから、それを愛護センターで安く貰えるよねと思って可愛い猫を手に入れようと思ってしまふ若者がいたら嫌なので、20歳以上としてもらった方が個人的にはいいかなと、むしろ60歳以下というのをもっと上げてほしいと思います。なぜなら高齢者の方が、犬の散歩は少しリスクかも知れないですけども、猫がいたら餌をあげたりとかお世話をしなければならないので、痴呆の予防になったりとか高齢者にこそ私は飼ってほしい、小鳥でもなんでもいいですけど、お世話をするべき対象がいたらいいと思っているので、むしろこの60歳以下という部分を65歳以下とか、70歳以下に変えてほしいくらいに思っています。でもこの点、対象年齢から外れてもというところに続くかなと思っています。

○中村会長 ありがとうございます。細かな、例えば19歳は未熟で20歳は大人かということそうでもないですが、これあくまでも条件が甘くなったというか、緩くなったと私は感じていて、でもそれはセンターの方々が面談をちゃんとして、内規という名の大変な調査だと思うのですけれども、そういうことをやりますよと言って下さっているからここまで色々な事でリミッターが外れてきているので、本当に丸投げで申し訳ありませんが、例えば70歳の方が猫を引き取りに来ても、センターの方々がきちんと面談してやって譲渡して下さるのならば、それは大丈夫だという風に我々は信じて疑わない姿勢でいきたいと思いますので、同じように南川先生がおっしゃっていた点について、20歳以上で提示して、18・19歳からもし何かきても、きっとセンターの方が面談して判断して下さると思いますですが、どうでしょうか。このままこれで今日を以てもう決定になりますか。

○保健所長 とてもこのままではしょうから。今日とりあえず終わった後に事務局で整理して、いずれにしても今日の議事録の確認もあるので、委員の方々に今日の議事録について確認をまずお送りしますので、それと併せて、できればその時に一緒に今日の整理したものでこういう風に整理しましたけ

れどもこれでいかがでしょうかとか、そういう部分はどうしても出てくると思います。それがないと今日の事務局で決められる部分というのは、委員の方々とご相談させていただいてからでないといふも色々な意見になっていますので、その過程は必ずあると思いますので相談させていただきたいと思ひます。

○中村会長 ありがとうございます。もし何かご意見がありましたら出していただく事は構いませんので、はい、切替委員お願いします。

○切替委員 これも些細な事だと思いますが、犬を飼う時間がある人と書いてあったと思うのですが、実際に犬を飼ってない人は、時間があるということがよくわからないかなと思ひますが、ちゃんとお世話をするとか、その子と遊んであげるとか、そういったことをする時間がある、お世話をするという様な文言を入れてあげると分かり易いかなと。飼った時に仕事してないからいいやと思ひて飼ったけど、実際にお世話をしてあげるといふ風に時間を使ってくれないと意味がないかなと思ひています。

○中村会長 譲渡する時の講習会にその様な内容は入っていますか。犬ってこれくらい遊ぶとか、適正飼養に関する講習会、譲渡する時に説明しますか。

○動物愛護指導センター主任技師 現行の要領には時間に関する文言は入っていない形になるので、時間の聞き取りはしていませんが、それが要領の中に入ってきて譲渡条件の中に入るという形になった場合には、もちろん譲渡条件の聞き取りは必ず行いますので、その時に十分な費用と同様にこういった費用が必要ですよという説明をして、それでも飼えますかというお話をするという形になります。

○南川委員 飼養のための時間が確保出来ることという要件がありますが、健康問題要件について入院などしていると時間がなかなか確保出来ないというところで、心身の健康問題というものの飼養のための時間を確保できるか、また治療費とか、本人の治療費があると十分な負担というところで、解消できるので、健康問題の要件は無くても大丈夫なのかなと思ひました。今後は要領載せるだけになるから、載らなくなる。内規が無くなって要領だけになるから、

それが無くなるという理解でここまで来ていました。

○動物愛護指導センター所長 南川委員がおっしゃった通り、新しいルールが決まりましたら表に出すものがスライドの最後の2枚の部分です。譲渡実施要領改訂後のものを出すことになるので、健康状態については聞き取りの中では聞く事がありますけれども、この要領の中に文言としては入ってこない、という事にはなります。

○中村会長 ありがとうございます。本当にセンターの方の聞き取りが全て肝になってくるという形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。また議事録が送られてきた時に再発見することもあるかと思ひますが、他に何かご意見ありますでしょうか。

○切替委員 プリントの5ページ目の、譲渡条件の追加申請およびHPの公開を検討している事項のところの①の一番下、留守になる時間についても聞き取る様に検討してもらいたい。こちらは入らないですか。私としては入ってほしいと思うところです。

○動物愛護指導センター所長 要領の中に文言としては出ませんが、家にいない時間とか、そういったものについても聞き取りの中では実際に行っていくことになると思ひています。

○切替委員 では一般の方が見る書類には残らないということですか。

○動物愛護指導センター所長 聞き取りの中でメモをする紙を使っていますので、その中でメモとしては残していく形になると考えています。

○切替委員 ありがとうございます。これから譲渡に向かう人たちの目に触れたらいいなと思ひたので、質問しました。

○中村会長 飼養のための時間が確保できることというところに懸かっていると私は勝手に理解してしまっているのですが、さらにもちろん面談の時にこれ以上の聞き取りはするのだろうと勝手に思ひていましたが、それでよろしいでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 中村会長のご認識の通りです。

○南川委員 おそらく今の切替委員の意見を取り入れると、譲渡申請書を今後使うにあたって、おそらく飼養環境みたいな項目があるので、その中に留守

の時間とか家族のいない時間があるかといった項目を増やすという事を今後考えることはあり得るのかな、という事かと思いました。おそらく引き取る前提で書いてきてもらってその上で引き取った方がいいというところかなと思います。

○中村会長 ありがとうございます。他に何かご意見ありますでしょうか。他に質疑がないようなので、途中で色々脱線してしまいましたが、本当に皆さん貴重なご意見をありがとうございました。自分の考えでは、皆それぞれ考えを持ち寄って、まさに会議という感じだと思いました。本当は今日議題一つなので、もう少し早く終わるかなと思いました、貴重なご意見本当にありがとうございました。他に質疑がないようでしたら、これで議題を終了させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。それでは以上で第26回動物愛護管理対策会議を閉会いたします。長時間に渡るご審議、ありがとうございました、ご苦勞様でした。私の議長の任務を終了いたします、ありがとうございます。

15時50分 閉会

〔閉会后〕

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には色々な貴重なご意見、また円滑な会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。最後になりますが、本日の議事録については調整出来次第、委員の皆様を送付させていただきますので内容のご確認をいただきたいと思います。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

○南川委員 ちなみに次はいつぐらいという目途はありますか。

○衛生指導課長 来年ですと夏頃予定です。

〔出席委員〕

中村会長
南川委員
切替委員
黒住委員
高橋委員

〔欠席委員〕

早川副会長
長濱委員
石田委員

〔関係職員〕

筒井保健所長
高橋保健所理事
松野保健所次長
高橋衛生指導課長
竹田衛生指導課長補佐
鈴木動物愛護指導センター所長
田中動物愛護指導センター主任技師
水野動物愛護指導センター技師

〔傍聴者〕

3名